

平成30年9月15日

松本市議会

議長 上條 俊道 様

松本市議会運営委員

上條 温

議会運営委員会行政視察報告書

議会運営委員会行政視察を実施しましたので、その概要について報告します。

記

1 期 日

平成30年8月28日（火）～29日（木） 2日間

2 参加者

議会運営委員9人、正副議長2人、事務局随員2人 計13人

3 視察先

北海道札幌市議会

4 調査項目

- (1) 議会提案の政策条例について
取り組み状況と課題
- (2) 議員海外視察の実施について
実施要綱の制定とその課題
視察結果の政策への反映方法
- (3) 議会施設について
円滑な議会運営をするための議会機能

5 調査結果

- (1) 議会提案の政策条例について（説明＝議会事務局政策調査課長）
議員提案の政策条例の必要性は、①議員自身の手により政策課題の解決と実現を目指すため（議会の権限強化）②議会からの政策提案が見える化するため（議会活動の成果の可視化）。実現するために、具体的な作業内容と事務局のサポート体制を次の6段階とした。

- 0次段階 議員・事務局役割分担の確認
政策立案は議員、事務局は裏方として作業補助
- 第1段階 施策の具体化・明確化
課題の抽出、目標の設定、達成手段の考案
- 第2段階 担当課を交えた勉強会の開催（札幌市の最大の特徴）
担当課への情報提供と資料収集、調整
- 第3段階 有識者や関係団体等との意見交換、市民意見の聴取
- 第4段階 条例案の作成
法制担当への協力要請、関係法令、市条例体系との整合性の確認、具体的な施策の条文化
- 第5段階 上程後の議会運営とマスコミ対応
各会派間調整、賛否確認、報道機関へのレク

過去に成立した議員提案政策条例は以下の6条例

- ① 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止等に関する条例
タバコのポイ捨て条例、指導員配置、違反者には過料（1,000円）
- ② 札幌市住宅耐震化促進条例
市に耐震診断補助制度、耐震化工事補助拡大
- ③ 札幌市文化芸術振興条例
市に芸術文化基本計画策定義務、札幌国際芸術祭の開催（3年ごと）
- ④ 札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例
耐震化率の目標を90%に引き上げ、対象を戸建てから共同住宅を含む全ての家屋に変更
- ⑤ 札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例
市にリフォーム促進計画策定を義務付け、補助制度の開始（総工事費の10%以内又は1戸当たり50万円のいずれか少ない額）
- ⑥ 映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例
市に映像活用施策に関する基本的な計画策定を義務付け

(2) 議員海外視察の実施について

ア 政務活動費による海外視察を認めている。

政務活動費による海外視察は、必要に応じて議員個人又は会派の責任において実施することを認めている。視察報告書の提出は、各会派の自主性に任せている。実態として「札幌・〇〇友好〇周年記念事業」のような事業に海外視察した事例がある。

イ 海外視は要綱により議会の公務として位置づけ認めている。

議員海外視察実施要綱（平成28年1月）の骨子

視察の形態は①複数会派の議員により視察団を編成する。②札幌市の関係団体（道議長会等）が主催する視察に参加する、のどちらかの形態とする。

参加者は全議員から募集し、担当会派間で協議し、議長の承認を得るものとする。全議員4年間の任期中1回の海外視察を想定し予算化をしている。旅費の支給は札幌市職員等の旅費条例及び規則を準用し、支給額は80万円を上限とする。議員は海外視察終了後「海外視察報告書」をすみやかに議長に提出する。

(3) 議会施設について

議会棟は市庁舎の16～18階の3フロア一全域を占めている。

本会議場 519.96 m²（17・18階）

議場 339.83 m²（議員席71席、理事者席50席）

傍聴席 111.84 m²（107席、車いす用3台分、記者席18席）

他に特別傍聴席、調音室

委員会会議室 919.84 m²（16・18階）

常任委員会会議室 4室（116.47 m²～72.06 m²）

特別委員会会議室 2室（233.25 m²・179.28 m²）

議会運営委員会会議室（98.80 m²）

各会派議員控室 8室 869.61 m²（15～17階）

最大 自由民主党（議員24人） 290.30 m²

最小 一人会派（3会派） 13.40 m²

正副議長室 議長室 80.17 m²

議長応接室 61.30 m²

副議長室 77.76 m²

議会関係諸室 374.27 m²

議会図書室 139.66 m²

議員会議室 79.16 m²

議員応接室 71.26 m²

説明員控室 41.28 m²

喫煙室 9.91 m²

市政記者室 33.00 m²

議会事務局 461.04 m²

局長室 41.99 m²

秘書室 23.56 m²

事務室 351.98 m²

会議室	43.51 m ²
その他	346.93 m ²
食堂	175.28 m ²
書庫・倉庫（7か所）	171.65 m ²
合計	3710.88 m ²

6 所感

札幌市は人口 196 万人、面積 1,121.26 km² の大都市である。

市議会議員は 67 人、常任委員会は、総務、財政市民、文教、厚生、建設、経済観光の 6 常任委員会。特別委員会は 7、その他に調査特別委員会が 3、議会事務局職員数は 37 人と、議会陣容、施設規模、議事内容いずれも県レベルである。

中でも札幌市議会議員による議員提案条例が 6 条例あることに感銘を受けた。市政の課題に対して条例化を検討していると仮定した場合、松本市議会議員であったら、本会議一般質問において理事者に条例化の必要性を訴え制定を促すのが一般的な議員活動である。仮に条例化の意思がないと答弁されたとしたら、条例化を検討するように要望するのが関の山で、残念ながら議員自ら条例化を目指そうという活動には踏み出さないだろう。

その点、札幌市議会は自らが条例化を目指す仕組みをつくったことは高く評価できると感じた。さすが政令指定都市は高い志をもって議会活動を行っていると感じました。学ぶことの多かった視察でした。

以上